

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 31 日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添 1 から別添 4 までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）（別添 1）
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号）（別添 2）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）（別添 3）
- ・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」
（令和 6 年 3 月 27 日保医発 0327 第 5 号）（別添 4）

別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（歯科）

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセのみ記載	令和6年6月1日適用
107	I030	機械的歯面清掃処置	（I030 機械的歯面清掃処置の留意事項通知（3）に規定している患者以外の場合） 前回実施年月（初回である場合は初診月を除き初回である旨）を記載すること。 ただし、根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算又はエナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した場合であつて、2月に1回機械的歯面清掃処置を算定する場合は前回実施年月（初回である場合は初診月を除き初回である旨）を記載すること。	850100346	歯清前回実施年月；（元号）yy“年”mm“月”		
				820190346	初回（歯清）		
			（歯科診療特別対応加算を算定した場合） 歯科診療特別対応加算を算定した旨を記載すること。	820100779	歯科診療特別対応加算算定後		
			（根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した場合） 根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した旨、特に機械的歯面清掃が必要と認められる理由を記載すること。	820101304	口管強（歯清）		※
				830100918	特に機械的歯面清掃が必要と認められる理由；*****		※
			（エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した場合） エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した旨を記載すること。	820101304	口管強（歯清）		※
			（妊娠中の場合） 妊娠中である旨を記載すること。	820100348	妊娠中（歯清）		
			（糖尿病の場合） 糖尿病である旨を記載すること。	820100789	糖尿病（歯清）		